第十九条第一項中「若しくは第四十七条第一項」と」の下に「、第十条中「特許法第三十条第四項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第六十九条第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、「、特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と」を加え、同条第二項中「第二十七条の三の三第一項」に改める。

別表第一中「別表第一（第六条関係）」を「別表第一（第七条関係）」に、別表第二中「別表第二（第七条関係）」を「別表第二（第八条関係）」とする。

様式第二の備考18中「し、その次に【代表者】」の欄を設けるものと」を削り、同様式の備考24中「第27条第1項」を「第27条第2項」に改め、同様式の備考28中「に規定する別段の定」を「の定め」に改め、同様式の備考38中「平成何年度、何々省、何々委託研究」を「平成○年度、○○省、○○委託研究」に改め、「欄に」の下に「特許法第73条第2項の定め又は」を加える。

様式第十四の備考5のロ中「、「全文」」を削り、同備考のハ中「「全文」又は」を削り、「願書、図面等の全文又は」を「図面の」に改める。

様式第十八の備考3中「36」を「40」に改め、「、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり」を削り、「29」を「50」に改め、同様式の備考8中「「【氏名又は名称】は、」の下に「自然人にあっては、氏名を記載する。」を加え、同様式の備考9中「「【電話番号】」」の下に「又は「【ファクシミリ番号】」」を加え、同様式の備考14中「「【納付年分】」」の下に「（備考17に該当する場合にあっては【持分の割合】）」を加え、同様式の備考17中「次に【その他】」を「欄の次に【持分の割合】」」に、「「国等以外のすべての者の持分の割合○／○」のように」を「「○／○」のように国等以外のすべての者の持分の割合を」に改め、「（備考14により、【その他】の欄に名義変更届等を提出する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）」を削る。

様式第19の備考2中「「【納付年分】」」の下に「（備考3に該当する場合にあっては【持分の割合】）」を加え、「その他」を「特許料等に関する特記事項」に改め、「記載」の下に「し、その記載の次に行を改めて、その理由を具体的に記載」を加え、同様式の備考3中「次に【その他】」」を「欄の次に【持分の割合】」」に、「「国等以外のすべての者の持分の割合○／○」のように国等以外のすべての者の持分の割合を」に改め、「（備考2により、【その他】の欄に登録料及び割増登録料を追納する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）」を削り、同様式の備考4中「第42条第6項」を「第42条第6項ただし書」に、「第44条第3項」を「第44条第3項ただし書」に改める。

第四条　商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「並びに第二十七条の三の三第一項」に、「「又は第二十七条の二第一項」とあるのは「、商標法第七条第三項又は同法施行規則第二十条第一項」を「「特許法第三十条第四項」とあるのは「商標法第七条第三項若しくは第九条第二項」と、「、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第六十九条第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第二十条第二項」」に改め、同条第四項中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加える。

様式第二の備考21中「し、その次に【代表者】」の欄を設けるものと」を削り、同様式の備考30中「第73条第2項に規定する別段の定」を「第73条第2項の定め」に改め、同様式の備考31中「別段」を「特許法第73条第2項」に改め、「（明治29年法律第89号）」を削る。

様式第九の備考2中「提出の手続補正書」を削る。

様式第十一中

【譲渡人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【国籍】）

を

【譲渡人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

に改め、同様式の備考9中「し、その次に【代表者】」の欄を設けるものと」を削り、同様式の備考17中「から15」を「、15、17」に、「、様式第4の備考3並びに様式第10の備考2」を「並びに様式第4の備考3」に改める。

様式第十一の三中「様式11の3（第9条の2関係）」を「様式11の3（第9条の5関係）」に改める。

様式第十二の備考3中「36」を「40」に改め、「、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり」を削り、「29」を「50」に改め、同様式の備考5中「記載する。」の下に「商標法第40条第7項ただし書若しくは第43条第4項ただし書又は工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第1条第2項の規定により、」を加え、同様式の備考10中「「【電話番号】」」の下に「又は「【ファクシミリ番号】」」を加え、同様式の備考13中「【営業所】」を「【日本における営業所】」に改め、同様式の備考20中「手数料」を「納付」に、「その他」を「持分の割合」に、「「国等以外のすべての者の持分の割合○／○」のように」を「「○／○」のように国等以外のすべての者の持分の割合を」に改め、同様式の備考24中「「【納付の表示】」」の下に「（備考20に該当する場合にあっては【持分の割合】）」を加え、「次に【その他】」」を「次に「【特許料等に関する特記事項】」」に、「する（備考20により【その他】の欄に国等以外のすべての者の持分の割合を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）」を「し、その記載の次に行を改めてその理由を具体的に記載する」に改め、同様式の備考25中「第22条第11項において準用する意匠法施行規則第20条第1項」を「特例法施行規則第6条第1項」に改める。

様式第十五の二の備考12中「はるときは」の下に「、左上余白にはるものとし」を加え、同様式の備考14中「備考13」を「備考12」に改める。

様式第十七の備考10中「様式第1の備考9並びに」を削り、「備考10」を「様式第12の備考10」に改め、「「【納付者】」と」の下に「、「更新登録申請人」とあるのは「納付者」と」を加え、同備考を同様式の備考11とし、同様式の備考9中「次に【その他】」」を「次に【持分の割合】」」に、「「国等以外のすべての者の持分の割合○／○」のように」を「「○／○」のように国等以外のすべての者の持分の割合を」に改め、「（備考6又は7若しくはその双方により【その他】」の欄に名義変更届等を提出した旨又は商標法第68条の2の規定による手続補正書を提出した旨若しくはその双方を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）」を削り、同備考を同様式の備考10とし、同様式の備考8中「現金により」を「商標法第40条第7項ただし書又は現金手続省令第1条第2項の規定により、現金により」に改め、同備考を同様式の備考9とし、同様式の備考7中「提出するときは」の下に「「【納付の表示】」（備考10に該当する場合にあっては【持分の割合】）」の欄の次に」を加え、「備考6」を「備考7」に改め、同備考を同様式の備考8とし、同様式の備考6中「「【納付者】」」を「「（【納付の表示】）」（備考10に該当する場合にあっては【持分の割合】）」」に改め、同備考を同様式の備考7とし、同様式の備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、同様式に備考3として次のように加える。

3　「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては氏名を記載する。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。